

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『調停について』

- 1 開催日時 平成29年5月17日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者（50音順・敬称略）
 - 地裁委員 稲毛典子，柏川法潤（兼務），神谷雄一郎（兼務），佐藤英彦，高橋弘道，戸田久（兼務），富川泰志
 - 家裁委員 穴口シゲ子，柏川法潤（兼務），神谷雄一郎（兼務），小林史人，高橋祐喜，千葉胤久，戸田久（兼務），西村卓也
 - 事務局 寺田鉄朗旭川簡易裁判所簡易裁判所判事，千葉博志民事首席書記官，石田有二刑事首席書記官，宮木隆壽家裁首席書記官，井田久敏地裁事務局長，村上奉文家裁事務局長，氏家久美地裁事務局次長，河端英也家裁事務局次長，関下健二地裁総務課長，我妻敬祐地裁総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員交代の報告
 - (3) 委員長の挨拶
 - (4) 新任委員の自己紹介
 - (5) 事件動向の説明
事務局から，平成24年から平成28年までの旭川地方・家庭裁判所管内の事件動向を説明した。
 - (6) 説明等（調停制度の概要及び家事調停手続）
 - ア 調停室，調停待合室を見学し，事務局から各室内の設備の説明，電話会議

システムの実演を行った。

イ 事務局から調停制度の概要について説明した。

ウ 家事調停の手続案内のDVDを上映し、高橋祐喜委員（裁判官）から家事調停手続の説明をした。

エ 柏川委員（調停委員）から家事調停事件について説明した。

(7) 意見交換等（家事調停手続について）

委員長 家事調停については、それなりに地域の方々に御利用いただいている制度ではあるが、裁判所は、当事者の納得性の高い、充実した解決を目指している。そのような観点で、利用する立場から家事調停の進め方等について御意見や御感想を伺いたい。

委員 当事者の意思に基づいて解決されることが少ないというのが正直な印象である。特に、当事者の意思が分かれるのが親権と面会交流であり、当事者の意思と合致するということはまずない。最終的に調停が成立せず、実務上の運用で採用されている基準で決めるということになれば、どちらかの当事者の意思には合わないことになる。親権と面会交流については、一方当事者にとっては不満が残る結果となることが多いように感じている。

委員 離婚、養育費、遺産分割などといった親族に関わる事件については、感情で物事を判断しがちな当事者もあり、納得してもらうことが非常に難しい。代理人としては、法律的に整理して、調停が不成立であれば審判、訴訟でどのような解決になるのかといったところを見定めた上で依頼者を説得する場面もある。当事者が成立した調停にどの程度納得しているかは分からないが、成立した際の当事者が安堵した顔を見て、解決できてよかったと感じることはある。

委員長 親権や面会交流については、意見の一致が難しいというのはよく分かる話である。そのような中でも、裁判所が調停を行うにあたり、気を付

けるべき点や工夫すべき点などがあれば伺いたい。

委員 面会交流については、月1回2時間という基準が定式化してしまっていて、面会を求める親からしても、また、社会常識的にも少ないと感じる。その点を柔軟に運用できないのかという気持ちもある。当事者に対して、なぜ月1回2時間に限定されるかを説明できない。その点をうまく説明する方法があれば、説明していただきたい。

委員長 家事調停手続の書面を作成するにあたって、御意見などがあれば伺いたい。

委員 遺産分割や離婚に関する調停申立てが多いと感じているが、遺産分割調停については、まともらずに審判に移行して、審判まで行ってしまうと結果に満足できないというケースが結構あると思う。遺産分割において調停で終了した場合には、ある程度当事者の納得のいくものとなっているように思う。ただし、離婚調停については、親権関係の問題は納得していないケースも多いのではないかと思う。

委員長 対立する当事者の意見を調整しようとしても、なかなか納得されることが多いと思うが、少しでも納得して合意できるように裁判所が工夫できることについて、御提言、御意見をいただけないか。

委員 当事者に対し、丁寧な説明を心掛けるのが一番よいのではないかと思う。

委員長 市民の立場から、家事調停手続について御意見を伺いたい。

委員 家事調停手続という制度は知っていたが、具体的にどのように行われているか、関わっている方がどう考えているかを聞いて勉強させていただいた。調停で解決できることが一番よいということは、先ほどの調停委員の方の話からも感じたところである。難しいところはあると思うが、より制度の充実を図り続けていかななくてはならないと感じた。また、一般市民の立場から非常勤の調停委員が携わることはよい部分もあると思

うが、専門性の高い知識が必要な場面において、非常勤の調停委員ということで限界はないのか。非常勤ではない専門的な調停委員を置くことが有効な面もあるのではないか。

委員長 一般的には専門家ではない調停委員が家事調停に携わることが多いが、その点について実際に携わる立場としていかがか。

委員 弁護士や薬剤師など事件の内容に応じて専門的な調停委員が対応しているようである。私は、専門的知識というよりは、研修会や自分の仕事を通して経験したことに基づき、社会人としての立場で考えている。法律的な問題は、裁判官や裁判所書記官と相談している。また、独自の判断は行わず、それぞれが持つ知識を合わせて総合的に考え、裁判官を含めた調停委員会としての意見を当事者へ提案している。

委員 事案の内容に適した調停委員が選ばれるということか。

委員 民事調停については、交通事故関係では保険関係の専門家の調停委員が、建築関係では建築士の調停委員が対応することもある。家事調停については、男女の調停委員がペアで対応し、男女それぞれの目線で意見を出しながら話し合いを進めている。

委員 分野ごとに調停委員を選んでいるということであったが、調停を進めるにあたってカウンセリングの重要性の話があった。その手法は研修などで身につけているのか。

委員 そのとおりである。調停は当事者にとっては人生の一大事であり、感情的な問題を抱えて来ているため、調停委員としては、信頼関係を構築することが第一歩であると考えている。そこから当事者の意思を汲み取り、相手に伝えていくことになる。どちらか一方に肩入れしていると思われぬよう、話を聞く時間もできるだけ均等になるようにしている。

(8) 説明等（民事調停手続）

事務局から民事調停事件の最近の動向や調停運営の改善などについて説明し

た。

(9) 意見交換等（民事調停手続について）

委員長 民事調停については、利用があまり活発ではないというのが現状であるが、一般的に利用しにくいものという印象があるのか伺いたい。

委員 相談を受けた際に調停手続を勧めることはある。個人的には調停手続を知ってはいるが、身近に感じていない。

委員長 訴訟を提起するよりも、調停で解決するほうがやりやすいような気もするが、身近には感じられていないのか。

委員 詳細な手続内容が分からないのではないかと思う。親族間の問題や土地の境界の問題などは法的な問題で難しいため、家庭裁判所、簡易裁判所の相談窓口の紹介にとどまっている。

委員長 実際に調停の利用まで行っているような印象はあるか。

委員 相談窓口として紹介した後の利用状況までは把握していない。

委員長 ほかに調停制度の利用等についての御意見はあるか。

委員 調停に関わったことはなく、また、関わると大変なことなのだろうという印象がある。調停制度の利用について議論するようなこともない。

委員長 調停制度の利用が低調となっていることについて御意見はあるか。

委員 印象論ではあるが、裁判所に行くことに対してネガティブな印象を持っている人が多いように思う。警察沙汰、裁判沙汰という言葉があるように、できるだけ自力で紛争を解決しようという気持ちがあるのではないか。裁判所に行くことになるとネガティブな印象が強いため、例えば、調停や調停委員についても、名称や実施場所などを変えるなど、できることがあればやってみてはどうかと思う。一般的なイメージの部分が大きいのではないか。

委員長 民事、家事を問わず調停の活性化、利用促進について御意見などがあれば伺いたい。

委員 調停は，不出頭の場合にペナルティがないため，一方の当事者の不出頭により不成立で終了する機会が多いように感じている。出頭しなければならぬと思わせるような工夫がなければ，利用者は増えないと思う。

(10) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし，テーマを「離婚手続と子の福祉」（仮題）として，平成29年12月7日（木）午後1時30分に開催することとされた。

(11) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料 1 統計グラフ「旭川地裁管内民事事件申立状況（平成24年から平成28年）」
- 資料 2 統計グラフ「事件動向（旭川地裁刑事部）」（平成26年から平成28年）
- 資料 3 統計グラフ「旭川家裁管内事件状況（平成24年から平成28年）」
- 資料 4 手続説明書面「夫婦関係調整（離婚）調停事件について」
- 資料 5 次回期日等連絡票
- 資料 6 統計グラフ「民事調停事件の新受件数（全簡裁）」，同「民事調停事件の新受件数（旭川簡裁）」
- 資料 7 民事調停の機能強化の全体像
- 資料 8 一般広報用ツール①「高校生の皆さんへ～裁判所の民事調停～」
- 資料 9 一般広報用ツール②「話し合いで解決！民事調停」
- 資料10 一般広報用ツール③「トラブルは“和”になって円満解決！～裁判所の民事調停～」

資料11 一般広報用ツール④「はじめて民事調停」

資料12 一般広報用ツール⑤「そうだ！民事調停にしよう！！」

資料13 一般広報用ツール④「はじめて民事調停」（旭川管内で使用しているもの）

資料14 簡易裁判所—民事トラブルを簡易迅速な解決に導く4つの手続メニュー—

資料15 アンケート用紙「民事調停利用者アンケート（申立人用）」

資料16 アンケート用紙「民事調停利用者アンケート（相手方用）」

（配布資料添付省略）